

草津市告示第96号

草津市市街地再開発事業利子補給金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市市街地再開発事業利子補給金交付要綱を廃止する要綱

草津市市街地再開発事業利子補給金交付要綱（平成元年草津市告示第90号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年4月1日掲示済み）

草津市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可した地縁による団体について、平成26年草津市告示第29号により告示した事項に変更があったので、同条第10項後段の規定により告示する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 名称

北山田町内会

2 変更があった事項

代表者の氏名および住所

横江 藤雄

草津市北山田町854-1

（令和2年4月1日掲示済み）

草津市告示第111号

草津市健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱

草津市健康診査等実施要綱（平成22年草津市告示第141号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表肝炎ウイルス検診の項および大腸がん検診の項中「個別検診」を「集団検診または個別検診」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年4月1日掲示済み）

草津市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定代理納付者の名称および所在地

(1) 名 称 株式会社滋賀ディーシーカード

所在地 滋賀県大津市浜町1番10号

浜大津滋賀ビル2階

(2) 名 称 株式会社しがぎんジューシービー

所在地 滋賀県大津市浜町1番10号

浜大津滋賀ビル3階

(3) 名 称 SBペイメントサービス株式会社

所在地 東京都港区東新橋一丁目9番2号

(4) 名 称 株式会社イーコンテクト

所在地 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

(5) 名 称 ヤフー株式会社

所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

(6) 名 称 楽天株式会社

所在地 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

2 指定代理者に納付させる歳入

インターネットや携帯電話、コンビニエンススト

ア、ページーを利用して納付する草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金

3 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（令和2年4月1日掲示済み）

草津市告示第114号

令和2年国勢調査草津市実施本部設置要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

令和2年国勢調査草津市実施本部設置要綱
（設置）

第1条 本市における令和2年国勢調査の実施にあたり、調査事務の円滑な運営と調査の万全を期すため、令和2年国勢調査草津市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 実施本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査の実施に係る企画および進行に関すること。
- (2) 国勢調査の広報および啓発に関すること。
- (3) 関係機関との緊密な連携を図り、国勢調査を適正かつ迅速に実施すること。
- (4) その他国勢調査の実施について必要なこと。

（組織）

第3条 実施本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 実施本部長
- (2) 実施副本部長
- (3) 実施本部員

2 実施本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 実施副本部長は、教育長の職にある者をもって充てる。

4 実施本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員

（市長、副市長および教育長を除く。）をもって充てる。

（実施本部の職務）

第4条 実施本部長は、市長の命を受けて実施本部を統轄し、実施副本部長および実施本部員を指揮監督する。

2 実施副本部長は、実施本部長を補佐し、実施本部長に事故あるときまたは実施本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 実施本部員は、実施本部長の命を受けて、国勢調査の円滑な推進を図る。

（事務局）

第5条 実施本部の事務を処理するため、実施本部に事務局を置く。

2 事務局に総務班および実査班を置き、その事務分掌は次のとおりとする。

(1) 総務班

ア 予算経理および庶務に関すること。

イ 国勢調査に係る指導員および調査員の公務災害に関すること。

ウ 広報・啓発計画の企画および実施ならびに報道機関等との連絡調整に関すること。

エ 国および県との連絡調整に関すること。

オ 調査用品の搬入、検収、保管および搬出に関すること。

(2) 実査班

ア 国勢調査に係る指導員および調査員の指導に関すること。

イ 調査票等の配布および審査進達に関すること。

ウ 実地調査に関すること。

エ その他実施本部長が必要と認める事項に関すること。

（職員）

第6条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局長補佐
- (3) 班長
- (4) 班員

2 事務局長は、総合政策部副部長（総括）の職にある者をもって充てる。

3 事務局長補佐は、総合政策部企画調整課長（参事）の職にある者をもって充てる。

4 班長および班員は、総合政策部企画調整課職員の

中から充てる。

(事務局の職務)

第7条 事務局長は、実施本部長の命を受けて事務局の事務を掌理し、事務局長補佐、班長および班員を指揮監督する。

2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、各班の事務を調整し、調査事務を推進するとともに、事務局長に事故あるときまたは事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長および班員は、事務局長の命を受け、各々の分掌事務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営その他必要な事項は、実施本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第115号

公印の新調および廃止について

公印を新調し、および廃止するので、草津市公印規則(昭和52年草津市規則第35号)第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 涉

1 新調印

- (1) 草津市経営戦略課長之印



用 途 草津市経営戦略課長名をもって発する文書用

開始日 令和2年4月1日

- (2) 草津市人と暮らしのサポートセンター所長之印



用 途 草津市人と暮らしのサポートセンター所長名をもって発する文書用

開始日 令和2年4月1日

2 廃止印

- (1) 草津市政策監之印



廃止日 令和元年6月29日

- (2) 草津市総合政策部専門理事之印



廃止日 令和2年3月31日

- (3) 草津市行政経営課長之印



廃止日 令和2年3月31日

- (4) 草津市情報政策課長之印



廃止日 令和2年3月31日

- (5) 草津市プレミアム付商品券事業推進室長之印



廃止日 令和2年3月31日

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第116号

草津市情報化推進懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

○草津市情報化推進懇話会開催要綱

令和2年4月1日

告示第116号

(設置)

第1条 市長は、草津市情報化推進計画の取組を推進するための意見、助言等を求めるため、草津市情報化推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会の委員は、8人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政関係者
- (3) 企業関係者
- (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 草津市情報化推進計画の推進に関すること。
- (2) 草津市情報化推進計画に位置付ける実行計画の策定、実績把握および見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に、座長および副座長を置く。

- 2 座長および副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策部経営戦略課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市告示第117号

草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市情報化推進委員会設置要綱（平成15年草津市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「推進の指針（以下「指針」という。）」を「推進計画（以下「計画」という。）」に改める。

第2条第1項第1号および第2号中「指針」を「計画」に改める。

第3条から第5条までを次のとおり改める。

(構成および職務)

第3条 委員会は、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）、情報化統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）および委員で組織する。

2 CIOは、委員会を統括し、所管の副市長をもって充てる。

3 CIO補佐官は、CIOを補佐し、総合政策部理事（草津未来研究所・経営戦略担当）をもって充てる。また、CIOに事故あるとき、または欠けたときは、CIO補佐官がCIOの職務を行う。

4 委員は、草津市庁議規程(平成18年草津市訓令第2号)第3条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および教育長を除く。）をもって充てる。

5 CIOおよびCIO補佐官とともに事故があるとき、または欠けたときは、委員の中からあらかじめ指名された委員が職務を代理する。

6 委員は、CIOの指示に従い、委員会の事務に従事

する。

(会議)

第4条 委員会は、CIOが必要に応じ招集する。

2 CIOは、必要があると認めるときは、事案に係のある職員を委員会に出席させ説明を求めることができる。

第5条を次のとおり改める。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事で構成する。

3 幹事長は、幹事会を統括し、総合政策部理事(草津未来研究所・経営戦略担当)をもって充てる。

4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長が指名する。また、幹事長に事故があるとき、または欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を行う。

5 幹事は、草津市庁議規程(平成18年草津市訓令第2号)第11条に規定する総括副部長会議の構成員(副幹事長に指名されたものを除く。)をもって充てる。

6 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集する。

7 幹事会は、草津市情報化推進計画にかかる施策の実質的事項を協議する。

第6条中「情報政策」を「経営戦略」に改める。

第7条第中「委員長」を「CIO」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市告示第118号

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱(平成16年草津市告示第125号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総合政策部長」を「総合政策部理事(草津未来研究所・経営戦略担当)」に改める。

第6条中「情報政策課」を「経営戦略課」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市告示119号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定したので、草津市会計規則(平成6年草津市規則第12号)第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定代理納付者の名称および所在地

(1) 名 称 ヤフー株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

固定資産税・都市計画税、市県民税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)

3 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市告示第120号

草津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（昭和62年草津市告示第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条の3第1項」を「第25条の11第1項」に改め、「および草津市農業集落排水処理施設条例（昭和61年草津市条例第30号）別表に掲げる処理区域以外の地域」を削る。

第7条第7号中「瑕疵担保」を「契約不適合」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年4月1日掲示済み）

草津市告示第121号

草津市家庭児童相談室の設置および運営に関する要綱および草津市家庭相談員設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市家庭児童相談室の設置および運営に関する要綱および草津市家庭相談員設置要綱を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 草津市家庭児童相談室の設置および運営に関する要綱（昭和62年草津市告示第31号）
- (2) 草津市家庭相談員設置要綱（昭和62年草津市告示第32号）

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年4月1日掲示済み）

草津市告示第122号

草津市少年補導委員会補助金交付要綱の一部を改正

する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市少年補導委員会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市少年補導委員会補助金交付要綱（平成20年草津市告示67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「草津市教育委員会」を「市長」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年4月1日掲示済み）

草津市告示第124号

草津市徘徊高齢者等探索システム利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市徘徊高齢者等探索システム利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市徘徊高齢者等探索システム利用支援事業実施要綱（平成22年草津市告示第86号）の一部を次のように改正する。

題名中「徘徊高齢者等」を「認知症高齢者等」に改める。

第1条中「徘徊症状のある在宅高齢者等」を「外出中に道に迷うおそれのある認知症高齢者等」に、「を介護する家族」を「と、その高齢者等を介護する家族等」に、「（以下「徘徊探知機」という。）を貸与することにより、高齢者等とその家族を支援すること」を「（以下「発信機」という。）の利用を支援することにより、高齢者等の日常生活の安全の確保と、その家族等の負担の軽減を図ること」に改める。

第2条の見出し中「貸与の」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「貸与の対象となる者」を「発信機を利用することができる者」に改め、「もので」を削り、「を介護している市内に住所を有するも

の（以下「介護者」という。）」を「（介護老人福祉施設、介護医療院および地域密着型介護老人福祉施設に入所しているものを除く。）」に改め、同条に第3号として次の1号を加える。

(3) その他市長が特に必要と認める者

第3条第1項中「徘徊探知機の貸与を受けようとする者は、草津市徘徊高齢者等」を「発信機を利用しようとする者を介護しているものその他市長が適当と認めるもの（以下「申請者」という。）は、草津市認知症高齢者等」に改め、同条第2項中「徘徊探知機の貸与」を「利用」に改め、同条第3項中「徘徊探知機の貸与」を「利用」に、「徘徊高齢者等」を「認知症高齢者等」に、「通知する」を「通知し、発信機を貸与する」に改め、同条第4項中「貸与を決定した者」を「利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）」に改め、「圏域」を削る。

第4条中「徘徊探知機の貸与」を「発信機の利用」に改める。

第5条の見出し中「徘徊探知機」を「発信機」に改め、同条中「徘徊探知機の貸与を受けた者は、徘徊探知機」を「申請者は、発信機」に、「高齢者等」を「利用者」に、「借受け」を「利用」に改め、同条に次の1項を加える。

2 発信機を故意または過失によって破損し、または紛失したときは、申請者はその修理費用または補てん費用の全額を負担しなければならない。

第7条を第8条とする。

第6条各号列記以外の部分中「徘徊探知機の貸与を受けた者が」を削り、「徘徊探知機」を「申請者から発信機」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 前条に規定する届出があったとき。

第6条第2号中「貸与」を「利用の決定」に改め、同条第3号中「貸与の必要がなくなった」を「不適當」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(届出)

第6条 申請者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第2条の要件に該当しなくなったとき。

(2) 発信機を利用する必要がなくなったとき。

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第1号(第3条関係)

草津市認知症高齢者等探索システム利用支援事業申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

(利用者との住所)

草津市認知症高齢者等探索システム利用支援事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

利用者	氏名			個人番号		
	住所	草津市				
	性別	男・女	生年月日	年	月	日生
要介護認定 (第2号被保険者必須)		要支援		1	2	
		要介護		1	2	3 4 5

申請に係る情報等について担当の地域包括支援センターおよび介護支援専門員に提供することに同意します

(利用者の氏名)

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条第3項関係)

草津市認知症高齢者等探索システム利用支援事業決定(不決定)通知書

年 月 日

草津市長

草津市長

年 月 日付けで申請のありました草津市認知症高齢者等探索システム利用支援事業について、下記のとおり決定しましたので通知します。

1 利用を決定しました。
利用者の氏名

2 次の理由により利用できません。
不決定理由

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第125号

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱

草津市徘徊高齢者SOSネットワーク事前登録事業実施要綱（平成27年草津市告示第128号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、外出中に道に迷うおそれのある認知症高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）を、日常的に見守り、認知症高齢者等が道に迷った場合に、早期に発見するための協力体制を構築する事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 認知症高齢者等の事前登録に関すること。
- (2) 事業の協力機関の募集および登録に関すること。
- (3) 協力機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 認知症高齢者等の搜索の協力機関等への協力依頼および報告に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

（事前登録の対象者）

第3条 前条第1号の事前登録の対象者（以下「登録対象者」という。）は、草津市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の在宅で生活している認知症高齢者等
- (2) 身体上または精神上の障害が介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病によって生じた同法第9条第2号に規定する被保険者であって在宅で生活する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

（事前登録の申請および登録）

第4条 第2条第1号の事前登録を受けようとする者は、草津警察署、担当の地域包括支援センターおよび介護支援専門員に情報提供することについて同意をしたうえで、草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録申請書（別記様式第1号）に登録対象者の全身および顔の写真を添付し、市長に申請す

るものとする。

2 前項の申請は、登録対象者本人、登録対象者の同意を得たうえでその親族もしくは成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人もしくは補助人、または登録対象者に係る行方不明届を警察署に提出する権限を有する者（以下「申請者」という。）が行うことができる。

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、記載内容を確認し、登録の適否を決定し、草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録（拒否）決定通知書（別記様式第2号）により、その結果を登録対象者および前項の申請を行った者に通知するものとする。

4 前項により登録を決定したときは、市長は、登録対象者の情報を草津市認知症高齢者等見守り台帳に登録（以下「事前登録」という。）し、事前登録された者（以下「登録者」という。）に登録番号が印字された見守りシールおよび見守りキーホルダーを交付するとともに、草津警察署、担当の地域包括支援センターおよび介護支援専門員に情報提供するものとする。

（事前登録の変更および取消し）

第5条 申請者は登録情報に変更が生じたとき、または事前登録を取り消そうとするときは、草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録変更届（別記様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、登録情報を変更し、または登録を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、登録者が第3条の要件に該当しなくなったときは、登録を取り消すものとする。

（協力機関の登録）

第6条 この事業の趣旨に賛同し協力しようとする市民および事業者（以下「協力機関」という。）は、認知症高齢者等見守りネットワーク事業協力承諾書（別記様式第4号）を市長に提出（協力機関が個人の場合は、草津市メール配信サービスに登録）するものとする。

2 市長は前項の規定により承諾書の提出があった場合は、草津市認知症高齢者等見守り協力機関台帳に登録するものとする。

（協力機関の登録変更等）

第7条 協力機関は登録情報に変更が生じたとき、または協力する意思がなくなった場合は、市長にその旨を申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、登録情報の変更または登録の取消し（協力機関が個人の場合は、協力機関が草津市メール配信サービスの解除）を行うものとする。

(搜索の依頼)

第8条 認知症高齢者等の搜索を依頼しようとする申請者（登録対象者本人を除く。）は、草津警察署へ行方不明届の提出および搜索を依頼したうえで、市長へ搜索協力を依頼することができる。

2 市長は、前項の依頼があった場合は、事前登録等に基づき、協力機関等に対し早期発見および保護に向けた協力を依頼するものとする。

(未登録者の協力依頼)

第9条 市長は、登録者でない者について、搜索の依頼があった場合は、前条の規定にかかわらず、協力機関等に対して、搜索協力を依頼することができる。

(守秘義務)

第10条 事業に携わるものは、事業で知り得た秘密を事業の目的以外では他に漏らしてはならない。この事業に携わることを辞した後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別記
様式第1号 (第4条第1項関係)
草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録申請書

草津市長 宛

申請者 住所
氏名

登録対象者との続柄 ()
連絡先 TEL

年 月 日

次のとおり事前登録を申請いたします。

◆登録対象者の状況◆

性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)	
氏名				
住所	草津市	電話		
世帯構成	1.ひとり暮らし 2.高齢者世帯 3.子どもの同居 4.その他 ()			
特徴	身長	cm	体重	kg
	体格	痩せぎみ ・ ふつう ・ 太りぎみ		
	頭髪		眼鏡	なし・あり ()
	歩き方	歩行器・杖の使用 なし ・ あり	移動手段	徒歩 ・ 自転車 (ナンバー) 交通機関 (バス、タクシー、電車等) 使える ・ 使えない
	名前	言える ・ 言えない	住所	言える ・ 言えない
※特記事項 (居住地・よく行く場所・持ち歩くもの。保護時には口述して欲しいことなど)				
過去の所在不明歴	なし・あり ()	発見場所	()	
ケアマネジャー	担当所名	担当		
	TEL			
協力機関	担当所名	担当		
	TEL			
	病名等			

◆緊急時の連絡先◆

連絡先1	氏名	() TEL ()
	住所	
連絡先2	氏名	() TEL ()
	住所	
連絡先3	氏名	() TEL ()
	住所	

◆外部への情報提供について◆ 情報提供を希望されるものに○をしてください。

登録情報の 事前の 情報提供	・草津警察署への情報提供 (必須)	○
	・担当地域包括支援センターおよびケアマネジャー (必須) への情報提供	○
	・担当民生委員への情報提供 (任意)	
行方不明時 の 公開捜索の 意向	・他市への情報公開 (任意)	
	・市ホームページ、フェイスブック等への掲載 (任意)	
	・市メール配信サービス(すくメール)での情報公 (任意)	
	・FMくさつ、防災無線での情報公開 (任意)	
	・市内介護サービス事業所、救急指定病院への情報 (任意) 提供	
	・民間協力事業所(バス、タクシー、コンビニ等) (任意) への情報提供	
	・消防団への捜索協力要請 (任意)	

上記のとおり市および協力機関等に情報提供することについて、同意します。
(登録対象者)

- ◆登録対象者の全身および顔の写真を添付してください。
- 登録事項(特徴、連絡先等)に変更・変化が生じた場合は草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録変更届(別記様式第3号)を速やかに提出ください。
 - 実際に行方不明が発生した場合、公開捜索の意向や公開する情報の範囲については、再度御家庭に確認させていただき、同意のもと情報提供を行います。
 - この申請書によりいただいた情報は、草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業以外の目的に使用することはありません。

以下は市で記入します。

添付資料	<input type="checkbox"/> 全身写真	<input type="checkbox"/> 顔写真	登録	草津-
同意欄	<input type="checkbox"/> 対象者の署名・押印		番号	

様式第2号(第4条第3項関係)

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録(拒否)決定通知書

第 号
年 月 日

草津市長

年 月 日付けで申請のあった草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録について、下記のとおり決定したので通知します。

1 登録します

登録対象者 氏名		
登録番号	草津-	
登録情報 事前の 情報提供	・草津警察署への情報提供(必須)	
	担当地域包括支援センターへの情報提供(必須) (担当地域包括支援センター:)	1
	担当ケアマネジャーへの情報提供(必須) (併せて介護支援事業所: ケアマネジャー:)	2
	担当民生委員への情報提供(任意) (担当民生委員:)	3

2 登録できません

理由

様式第3号(第5条第1項関係)

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録変更届

年 月 日

草津市長 宛

(申請者) 住所
氏名
登録対象者との続柄()
連絡先 TEL. -

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録について、下記のとおり変更しましたので、お届けします。

登録対象者	氏名	
	住所	
	ID	草津-
変更事項	<input type="checkbox"/> 申請内容について下記のとおり変更が生じた	
	<input type="checkbox"/> 登録を取り消す (理由:)	
	<input type="checkbox"/> その他 (理由:)	
変更事項		

様式第4号(第6条第1項関係)

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業協力承諾書

年 月 日

署名欄 _____
捺印欄 _____

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業について、下記に協力することを承諾します

下記の内容を、申請に準じて行方不明、通知する旨
(拒否内容や連絡先に変更が生じた場合、市に通知します)
提供を受けた個人情報、本事業の目的以外に利用せず。草津市個人情報保護条例の
規定に基づき、適正に管理いたします。

担当部署(草津市福祉課) _____

担当課長 _____

担当係長 _____

担当係長(任意) _____

担当者(任意) _____

担当係長 FAX: _____

付 則 (令和2年4月1日告示第125号)
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

1	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
2	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
3	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
4	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
5	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
6	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
7	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
8	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
9	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
10	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
11	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
12	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
13	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
14	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
15	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
16	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
17	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
18	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
19	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
20	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
21	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
22	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
23	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
24	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
25	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
26	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
27	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
28	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
29	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
30	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
31	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
32	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
33	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
34	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
35	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
36	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
37	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
38	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
39	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
40	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
41	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
42	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
43	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
44	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
45	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
46	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
47	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
48	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
49	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日
50	草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱	令和2年4月1日

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第127号

草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱（平成22年草津市告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 保険年金課医療保険係長
- (4) 介護保険課介護保険係長
- (5) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

第3条第6号を削る。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第128号

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市観光物産協会補助金交付要綱（平成31年草津市告示第123号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	補助率
観光振興事業	MICE等誘致キャンペーン事業	MICE等の誘致活動に要する経費	10分の10
	着地型観光事業	着地型観光の企画や運営に要する経費	10分の10
	インバウンド誘致事業	インバウンドの誘致活動に要する経費	10分の10
	域内調達率向上事業	域内調達率の向上に要する経費	10分の10
	デジタルマーケティング事業	データを活用したマーケティングに要する経費	10分の10
	観光ニーズ調査事業	観光客の動向の把握、分析等に要する経費	10分の10
	観光アドバイザー事業	適切な助言等を行う専門家の受け入れに要する経費	10分の10
	地域観光資源発掘事業	地域資源を活用して市内外からの観光客の誘致に要する経費	10分の10

観光パンフレット作成事業	観光情報を記載したパンフレット、マップ等の作成に要する経費	10分の10
観光案内表示設置事業	観光地等の案内看板の設置または管理に要する経費	10分の10
プロパー職員人件費	プロパー職員の人件費	10分の10
観光客用トイレ利用負担金	イベントを実施する際に使用する周辺のトイレの清掃等に要する経費	10分の10
郵送費	郵送に要する経費	10分の10
グッドウィルナー草津活動事業	グッドウィルナー草津の活動に要する経費	3分の2
ボランティアガイド運営事業	草津市観光ボランティアガイド協会の運営に要する経費	2分の1
物産振興事業	物産展出展事業費	2分の1
	販路開拓推進事業	草津市の特産品の販路の開拓に要する経費

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第129号

草津市通学費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市通学費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱

(草津市通学費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 草津市通学費補助金交付要綱(平成17年草津

市告示第43号)の一部を次のように改正する。
別記様式第1号、別記様式第2号および別記様式第4号中「男・女」を削る。

(草津市すっきりさわやかサービス事業実施要綱の一部改正)

第2条 草津市すっきりさわやかサービス事業実施要綱(昭和63年草津市告示第57号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

生年月日	年 月 日
性 別	男 ・ 女

」を

「

生年月日	年 月 日
------	-------

」に

改める。

(草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱の一部改正)

第3条 草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱(平成30年草津市告示第89号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「(男・女)」を削る。

(草津市生活サポート事業実施要綱の一部改正)

第4条 草津市生活サポート事業実施要綱(平成29年草津市告示第47号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

年齢	歳	性別	男・女
----	---	----	-----

」を

「

年齢	歳
----	---

」に

改める。

(草津市訪問型短期集中予防サービス事業実施要綱の一部改正)

第5条 草津市訪問型短期集中予防サービス事業実施要綱(平成29年草津市告示第48号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

年齢	歳	性別	男・女
----	---	----	-----

」を

「

年齢	歳
----	---

」に

改める。

(草津市通所型短期集中予防サービス事業実施要綱の一部改正)

第6条 草津市通所型短期集中予防サービス事業実施要綱(平成29年草津市告示第49号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

年齢	歳	性別	男・女
----	---	----	-----

」を

「

年齢	歳
----	---

」に

改める。

(草津市高齢者ふとんクリーンサービス事業実施要綱の一部改正)

第7条 草津市高齢者ふとんクリーンサービス事業実施要綱(平成9年草津市告示第86号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

氏名		男・女
氏名		男・女

」を

「

氏名	
氏名	

」に

改める。

(草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱の一部改正)

第8条 草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱(平成12年草津市告示第73号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

性別	男・女	個人番号	
----	-----	------	--

」を

「

個人番号	
------	--

」に

改める。

(草津市高齢者配食サービス事業実施要綱の一部改正)

第9条 草津市高齢者配食サービス事業実施要綱(平成8年草津市告示第120号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

氏名		男・女
氏名		男・女

」を

「

氏名	
氏名	

」に

改め、別記様式第2号中

「

登録者名	性別	生年月日

」を

「

登録者名	生年月日

」に

改める。

(草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱の一部改正)

第10条 草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱(平成9年草津市告示第85号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「男・女」を削る。

(草津市在宅高齢者住宅改造費補助金交付要綱の一部改正)

第11条 草津市在宅高齢者住宅改造費補助金交付要綱(平成15年草津市告示第60号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号および別記様式第4号までの中

「

年齢	歳	性別	男・女
----	---	----	-----

」を

「

年齢	歳
----	---

」に

改める。

(草津市高齢者生活管理指導短期宿泊事業要綱の一部改正)

第12条 草津市高齢者生活管理指導短期宿泊事業要綱(平成14年草津市告示第64号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第3号中「性別男・女」を削る。

(草津市介護予防サポーターポイント制度事業実施要綱の一部改正)

第13条 草津市介護予防サポーターポイント制度事業実施要綱(平成28年草津市告示第157号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

「

フリガナ		男・女
氏名		

」を

「

フリガナ	
氏名	

」に

改める。

(草津市介護予防教室事業実施要綱の一部改正)

第14条 草津市介護予防教室事業実施要綱(平成21年草津市告示第104号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「(男・女)」を削る。

(草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱の一部改正)

第15条 草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱(平成18年草津市告示第210号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

性別	男・女
年齢	歳

」を

「

年齢	歳
----	---

」に

改める。

(草津市障害者等相談支援事業実施要綱の一部改

正)

第16条 草津市障害者等相談支援事業実施要綱(平成18年草津市告示第211号)の一部を次のように改正する。

相談受付票中「男・女」を削る。

(草津市24時間対応型利用制度支援事業実施要綱の一部改正)

第17条 草津市24時間対応型利用制度支援事業実施要綱(平成15年草津市告示第109号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

「

氏名	個人番号:	男・女
----	-------	-----

」を

「

氏名	個人番号:
----	-------

」に

改める。

(草津市障害者控除対象者認定書交付事務に関する要綱の一部改正)

第18条 草津市障害者控除対象者認定書交付事務に関する要綱(平成14年草津市告示第217号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

住所		性別	男・女
----	--	----	-----

」を

「

住所	
----	--

」に

改め、別記様式第2号中

「

性別	生年月日	年	月	日
----	------	---	---	---

」を

「

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

」に

改め、別記様式第3号中

「

住所		性別	男・女
----	--	----	-----

」を

「

住所	
----	--

」に

改める。

(草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱の一部改正)

第19条 草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱(平成10年草津市告示第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

個人番号		性別	男・女
------	--	----	-----

」を

「

個人番号	
------	--

」に

改め、別記様式第2号中「男・女」を削り、別記様式第3号中

「

ふりがな		性別	男・女
氏名			

」を

「

ふりがな	
氏名	

」に

改める。

(草津市重度障害児(者)訪問看護利用助成事業実施要綱の一部改正)

第20条 草津市重度障害児(者)訪問看護利用助成事業実施要綱(平成17年草津市告示第124号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

フリガナ		男・女
氏名		

」を

「

フリガナ	
氏名	

」に

改め、別記様式第3号および別記様式第6号中

「

氏名		男・女
----	--	-----

」を

「

氏名	
----	--

」に

改める。

(草津市精神障害者就業促進事業補助金交付要綱の一部改正)

第21条 草津市精神障害者就業促進事業補助金交付要綱(平成18年草津市告示第37号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号まで中「(男・女)」を削る。

(草津市在宅腹膜透析者用市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部改正)

第22条 草津市在宅腹膜透析者用市指定ごみ袋引換券交付要綱(平成29年草津市告示第112号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

ふりがな		性別	男・女
氏名			

」を

「

ふりがな	
氏名	

」に

改める。

(草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の一部改正)

第23条 草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱(平成18年草津市告示第97号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第3号中

「

氏名		男・女
----	--	-----

」を

「

氏名	
----	--

」に

改める。

(草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱の一部改正)

第24条 草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱(平成12年草津市告示第94号)の一部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、草津市南草津エリアまちづくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、南草津エリアまちづくり推進ビジョンを策定するため、意見を交換することを目的とする。

(役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見交換を行うものとする。

- (1) 南草津エリアにおけるまちづくりの現状および課題に関する事項
- (2) 南草津エリアにおける今後のまちづくりの方向性に関する事項
- (3) 南草津エリアまちづくり推進ビジョン（案）の内容に関する事項
- (4) その他懇話会において必要と認められる事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する地域住民を代表する者
- (3) 関係する事業者を代表する者
- (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条に規定する公募により選考する市民
- (5) その他市長が適当と認める者

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長を置く。

2 座長は、前条第2項第1号に規定する委員のうちから、委員の互選により定める。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

4 座長は、懇話会の進行を行う。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策部草津未来研究所において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第133号

草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第109号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第134号

草津市私立幼稚園保育料補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市私立幼稚園保育料補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市私立幼稚園保育料補助金交付要綱（平成3年草津市告示第162号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第135号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

平成31年度 第9期介護保険料督促状

平成31年度 介護保険料額変更決定通知書

介護保険料還付通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年4月8日に送達

があったものとみなす。

平成31年度第9期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所	通知番号
1	桂井 平典	西津市南本町6-0-1 上原地2 三洋建設	390401
2	戸塚 成次	草津市東草津二丁目6番1-2-337 藤元 橋方	249375
3	野瀬 久治	草津市西本郷町6番36号	330407
4	大工 直	草津市安山六丁目14番8号	336634
5	大庭 直	草津市安山一丁目7番191-103号	357137
6	藤原 謙	草津市大橋 1-1-5番12号 人交 5号	357568
7	川原 雅哉	草津市北草津一丁目6番25号	367433
8	坂野 正	草津市北草津一丁目13番13号 藤元 B社 101号	376376
9	山口 敏夫	草津市南草津二丁目113番地5	413750
10	山口 敏夫	草津市南草津二丁目9番地8号	422230
11	田中 安広	草津市南草津町6-8-3 新地ハチマキビル内	424562
12	本村 所	草津市南本郷町1-6-5番5-2-54号 シガラムコーポ	289944
13	二階 淳彦	草津市安山一丁目5番40号	430655
14	山下 秀三	草津市安山一丁目5番40号 西地三郎管内	444778
15	横 英敏	草津市野路三丁目3番3-305号 ビンダグカサ501	460772
16	丸山 節	草津市野路九丁目1番11-101号 ネバーランドハウス	374385
17	中村 秋澄	草津市高路町6-9-2番地15サンハヤム車庫202号	382937
18	山本 治	草津市南本郷町9-6-1 別荘2	432129

平成31年度介護保険料額変更決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所	通知番号
1	人村 博	草津市入間9-2-3 希陽14	468057
2	上村 尚松	草津市三丁目2番2号 6号 成マンション403号	469000
3	村上 トモオ	アラシキ	438774

介護保険料還付通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所	通知番号
1	橋本 勝彰	草津市上草津4-0-6 番地2	456402

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市告示第136号

公金の収納および徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、同令第158条の2第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条または子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納および徴収の事務を委託するので、告示する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づく告示

委託事務内容	受託者および住所	委託期間	委託事務内容	受託者および住所	委託期間	
草津市立草津駅西口自転車駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】草津市身体障害者更生会 【住所】滋賀県草津市草津二丁目5番15号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	草津市立橋岡会館の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人熱と光	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
草津市立草津駅西口第2自転車駐車場の使用料の徴収事務			【住所】滋賀県草津市橋岡町165番地			
草津市立草津駅西口第3自転車駐車場の使用料の徴収事務			【受託者】特定非営利活動法人心輪			
草津市立草津駅西口第4自転車駐車場の使用料の徴収事務			【住所】滋賀県草津市草津町1475番地2			
放置自転車保管料の徴収事務	【受託者】大五産業株式会社 【住所】滋賀県草津市若竹町9番24号		草津市立常盤東総合センターの使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人ハート&ライト		【住所】滋賀県草津市芦浦町70番地7
草津市立草津駅東自転車駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター		草津市立志津まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】志津まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市青地町561番地		
草津市立南草津駅自転車自動車駐車場の使用料の徴収事務	【住所】滋賀県草津市草津三丁目113番75号		草津市立志津南まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】志津南学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市若草五丁目10番地		
草津市立サンサンホールの使用料の徴収事務	【受託者】草津商工会議所 【住所】滋賀県草津市大路二丁目11番51号		草津市立草津まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】草津学区ひと・まちいきいき協議会 【住所】滋賀県草津市草津一丁目4番33号		
草津市立障害者福祉センターの使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会 【住所】滋賀県草津市草津二丁目5番15号		草津市立大路まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】大路区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目9番11号		
草津市立西一会館の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市西草津二丁目3番22号		草津市立渋川まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】渋川学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市西渋川二丁目9番38号		
草津市立西一教育集会所の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市西草津二丁目3番22号	草津市立矢倉まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】矢倉学区未来のまち協議会 【住所】滋賀県草津市東矢倉二丁目13番6号			
		草津市立老上まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】老上学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市野路町520番地			

委託事務内容	受託者および住所	委託期間	委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市立老上西まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】老上西学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市矢橋町526番地1	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	草津市手数料条例別表第34項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】社会福祉法人滋賀同仁会養護老人ホーム大津老人ホーム 【住所】滋賀県大津市本宮二丁目6番22号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
草津市立玉川まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 【住所】滋賀県草津市野路九丁目7番42号			【受託者】社会福祉法人グロー養護老人ホームきぬがさ 【住所】滋賀県東近江市五個荘川並町322番地	
草津市立南笠東まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】南笠東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番47号			【受託者】社会福祉法人グロー老人ホームながはま 【住所】滋賀県長浜市加田町19番地6	
草津市立山田まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】山田学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市南山田町678番地			【受託者】社会福祉法人たかしま会養護老人ホーム藤波園 【住所】滋賀県高島市マキノ町西浜1415番地	
草津市立笠縫まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】笠縫学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市上笠一丁目6番3号			【受託者】社会福祉法人湖東会盲養護老人ホーム星光の里 【住所】滋賀県犬上郡多賀町中川原605番地2	
草津市立笠縫東まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】笠縫東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市集町58番地8			【受託者】社会福祉法人四天王寺福祉事業団養護老人ホーム四天王寺松風荘 【住所】大阪府枚方市星丘三丁目17番1号	
草津市立常盤まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】人と地域が輝く常盤協議会 【住所】滋賀県草津市志那中町111番地1			【受託者】社会福祉法人四天王寺福祉事業団四天王寺悲田院養護老人ホーム 【住所】大阪府羽曳野市学園前六丁目11番1号	
草津川跡地公園(区間2)の使用料の徴収事務	【受託者】草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ 【住所】大阪府枚方市伊加賀寿町1番5号			【受託者】社会福祉法人大樹会 養護老人ホーム金亀荘 【住所】滋賀県彦根市日夏町151番地	
草津川跡地公園(区間5)の使用料の徴収事務				【受託者】まごころ弁当草津守山栗東店 【住所】滋賀県栗東市御園264番地	
草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則(平成27年草津市規則第45号)に規定する公立幼稚園・保育所等の利用者負担額(保育料)の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地				

委託事務内容	受託者および住所	委託期間	委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市手数料条例 (昭和53年草津市 条例第4号)別表 第7項に規定する 手数料の徴収事務	【受託者】グリーンパーク草津株式会社 【住所】滋賀県草津市馬場町1200番地25	令和2年 4月1日 から令和 3年3月 31日まで	草津市手数料条例 別表第8項に規定 する手数料の徴収 事務	【受託者】株式会社スギ薬局 【住所】愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	令和2年 4月1日 から令和 3年3月 31日まで
	【受託者】株式会社アヤハディオ 【住所】滋賀県大津市におの浜一丁目1番3号			【受託者】株式会社 Smile Maker 【住所】滋賀県大津市今堅田二丁目6番4号	
	【受託者】井上金物株式会社 【住所】滋賀県草津市草津二丁目4番17号			【受託者】セブンイレブン近江草津バイパス店 【住所】滋賀県草津市野路東五丁目1番2号	
	【受託者】株式会社エスサーフ 【住所】滋賀県大津市玉野浦6番30号			【受託者】セブンイレブン草津青地町店 【住所】滋賀県草津市青地町522番地	
	【受託者】有限会社エスワイケイ 【住所】滋賀県草津市野路東六丁目1番15号			【受託者】セブンイレブン草津川原店 【住所】滋賀県草津市川原二丁目16番33号	
	【受託者】株式会社奥田商店 【住所】京都府京都市中京区河原町通三条下る二丁目山崎町233番地の2			【受託者】セブンイレブン草津志那中店 【住所】滋賀県草津市志那中町17番1号	
	【受託者】有限会社からすま農産 【住所】滋賀県草津市下物町1436番地			【受託者】セブンイレブン草津野路店 【住所】滋賀県草津市野路七丁目18番1号	
	【受託者】株式会社ココカラファインヘルスケア 【住所】神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号			【受託者】セブンイレブン草津野村5丁目店 【住所】滋賀県草津市野村五丁目4番3号	
	【受託者】株式会社コスモス薬品 【住所】福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号			【受託者】セブンイレブン草津バナソニック前店 【住所】滋賀県草津市野路東二丁目1番6号	
	【受託者】シガドライ追分店 【住所】滋賀県草津市追分二丁目17番1号			【受託者】セブンイレブン草津矢橋北店 【住所】滋賀県草津市矢橋町1813番地1	
				【受託者】セブンイレブン草津若草店 【住所】滋賀県草津市若草一丁目6番1号	

委託事務内容	受託者および住所	委託期間	委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】ダイキン福祉サービス株式会社 【住所】大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】ファミリーマート草津橋岡町店 【住所】滋賀県草津市橋岡町42番地13	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
	【受託者】大黒天物産株式会社 【住所】岡山県倉敷市堀南704番地の5			【受託者】ファミリーマート南草津駅西口店 【住所】滋賀県草津市南草津二丁目1番地1	
	【受託者】田中司法書士・土地家屋調査士事務所 【住所】滋賀県草津市橋岡町45番地3			【受託者】ファミリーマート南草津駅前店 【住所】滋賀県草津市南草津一丁目1番1号	
	【受託者】ツルハドラッグ草津野村店 【住所】滋賀県草津市野村四丁目3番3号			【受託者】株式会社マルイ 【住所】京都府京都市山科区音羽八ノ坪9番地12	
	【受託者】D.S.ドンキホーテ草津店 【住所】滋賀県草津市木川町311番地1			【受託者】株式会社結 【住所】滋賀県草津市野路一丁目7番21号	
	【受託者】株式会社阪急オアシス 【住所】大阪府豊中市岡上の町二丁目2番3号			【受託者】有限会社雄 【住所】滋賀県草津市下笠町1306番2号	
	【受託者】ピアゴー里山店 【住所】滋賀県大津市一里山七丁目1番1号			【受託者】株式会社ユタカファーマシー 【住所】岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1	
	【受託者】株式会社ヒキタ事務機 【住所】滋賀県草津市上笠三丁目17番9号			【受託者】読売センター南草津店 【住所】滋賀県草津市南笠東二丁目7番7号	
	【受託者】ファミリーマート草津駅東口店 【住所】滋賀県栗東市林593番4号			【受託者】ローソン草津東矢倉三丁目店 【住所】滋賀県草津市東矢倉三丁目35番5号	
	【受託者】ファミリーマート草津団地前店 【住所】滋賀県草津市草津町1903番地1			【受託者】ウエルシア薬局株式会社 【住所】東京都千代田区外神田二丁目2番15号	
	【受託者】ファミリーマート草津野路店 【住所】滋賀県草津市野路東四丁目17番9号			【受託者】老上学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市野路町520番地	

委託事務内容	受託者および住所	委託期間	委託事務内容	受託者および住所	委託期間	
草津市手数料条例別表第8項および第9項（第3号を除く）に規定する手数料の徴収事務	【受託者】大略区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市大略二丁目9番11号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	草津市手数料条例別表第8項および第9項（第3号を除く）に規定する手数料の徴収事務	【受託者】合同会社西友 【住所】東京都北区赤羽二丁目1番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
	【受託者】笠縫学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市上笠一丁目6番3号			【受託者】株式会社グイエー 【住所】大阪府吹田市江坂町一丁目18番10号		
	【受託者】笠縫東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市集町58番地8			【受託者】特定非営利活動法人 熱と光 【住所】滋賀県草津市橋岡町165番地		
	【受託者】草津学区ひと・まちいきいき協議会 【住所】滋賀県草津市草津一丁目4番33号			【受託者】特定非営利活動法人ハート&ライト 【住所】滋賀県草津市芦浦町70番地7		
	【受託者】草津市農業協同組合 【住所】滋賀県草津市上笠四丁目3番17号			【受託者】株式会社パロー 【住所】岐阜県多治見市大針町661番地の1		
	【受託者】合同会社高坂商店 【住所】滋賀県大津市一里山3丁目15番1号			【受託者】人と地域が輝く常盤協議会 【住所】滋賀県草津市志那中町111番地1		
	【受託者】特定非営利活動法人 心輪 【住所】滋賀県草津市草津町1475番地2			【受託者】株式会社ビバ 【住所】京都府京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680番地1		
	【受託者】志津まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市青地町561番地			【受託者】株式会社平和堂 【住所】滋賀県彦根市西今町1番地		
	【受託者】志津南学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市若草五丁目10番地			【受託者】草津市母子福祉のぞみ会 【住所】滋賀県草津市草津三丁目13番30号		
	【受託者】渋川学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市西渋川二丁目9番38号			【受託者】マックスバリュ東海株式会社 【住所】静岡県駿東郡長泉町下長窪303-1		
	【受託者】スター株式会社 【住所】滋賀県栗東市辻527番地1			【受託者】株式会社マツヤスーパー 【住所】滋賀県草津市東矢倉四丁目山田555番地		
				【受託者】南笠東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番17号		

委託事務内容	受託者および住所	委託期間	委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市手数料条例別表第8項および第9項(第3号を除く)に規定する手数料の徴収事務	【受託者】 矢倉学区未来のまち協議会 【住所】 滋賀県草津市東矢倉二丁目13番6号 【受託者】 山田学区まちづくり協議会 【住所】 滋賀県草津市南山田町678番地 【受託者】 特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ 【住所】 滋賀県草津市草津町1446番地1	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	草津市ふるさと寄附条例(平成20年草津市条例第18号)に規定する寄附金の収納および徴収事務	【受託者】 株式会社さとふる 【住所】 東京都中央区京橋二丁目2-1 【受託者】 楽天株式会社 【住所】 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
草津市手数料条例別表第9項第3号に規定する手数料の徴収事務	【受託者】 大五産業株式会社 【住所】 滋賀県草津市若竹町9番24号		草津市児童育成クラブの保育料の徴収事務	【受託者】 企業組合労協センター事業団 【住所】 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル 【受託者】 社会福祉法人草津保育園 【住所】 滋賀県草津市東矢倉一丁目3番22号 【受託者】 社会福祉法人あさひ保育園 【住所】 滋賀県草津市笠山一丁目1番40号 【受託者】 社会福祉法人良友会 【住所】 滋賀県草津市平井二丁目13番3号 【受託者】 社会福祉法人志津保育園 【住所】 滋賀県草津市青地町946番地 【受託者】 社会福祉法人淡海すぎのこ会 【住所】 滋賀県草津市木川町591番地1 【受託者】 社会福祉法人ご縁会 【住所】 滋賀県草津市若竹町8番38号 【受託者】 特定非営利活動法人スポキッズ 【住所】 長崎県諫早市城見町3番16号	
草津市手数料条例別表第25項および第26項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】 公益社団法人滋賀県獣医師会 【住所】 滋賀県大津市松本一丁目2番20号				
草津市手数料条例別表第32項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】 有限会社草津介護センター 【住所】 滋賀県草津市西洪川一丁目15番10号				
草津市手数料条例別表第33項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】 株式会社フジヤクリーニング 【住所】 滋賀県大津市月輪一丁目13番12号				
草津市手数料条例別表第36項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】 医療法人コス小児科 【住所】 滋賀県草津市野村八丁目3番10号 【受託者】 社会医療法人誠光会草津総合病院 【住所】 滋賀県草津市矢橋町1660番地				
草津市営住宅家賃の徴収事務	【受託者】 株式会社電算システム 【住所】 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地				
草津市営住宅駐車場使用料の徴収事務					

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市手数料条例別表第37項に規定する手数料の徴収事務 草津っ子サポート事業の利用料の徴収事務	【受託者】有限会社オ フィス豆の木 【住所】滋賀県草津市大 路一丁目7番1-3103号	令和2年 4月1日 から令和 3年3月 31日まで
	【受託者】企業組合労協 センター事業団 草津 地域福祉事業所 みんなの家 【住所】滋賀県草津市東 草津一丁目2番35号	
	【受託者】特定非営利活 動法人あい・ビリーブ 【住所】滋賀県草津市追 分三丁目22番12-201号	
	【受託者】社会福祉法人 寿会 【住所】滋賀県草津市志 那中町25番地	
	【受託者】有限会社ムラ セ薬局 【住所】滋賀県草津市野 路一丁目14番38-201号	
	【受託者】株式会社いま ここ 【住所】滋賀県草津市上 笠三丁目28番2号	
	【受託者】株式会社空 【住所】滋賀県草津市平 井二丁目5番8号	
	【受託者】特定非営利活 動法人 宅老所おかえり 【住所】滋賀県草津市上 笠四丁目14番3-3C号	
	【受託者】邦英商興・タ カラビルメン共同グ ループ 【住所】 代表団体 邦英商興株 式会社 愛知県名古屋市中区清 水三丁目16番11号 構成団体 タカラビル メン株式会社 茨城県龍ヶ崎市中根台 四丁目10番地1	
	草津市営火葬場の 使用料の徴収事務	
2 地方自治法施行令第158条の2第6項において準 用する同令第158条第2項の規定に基づく告示		
委託事務内容	受託者および住所	委託期間
固定資産税・都市 計画税、市県民税、 国民健康保険税お よび軽自動車税 (種別割)の収納 事務	【受託者】株式会社電算 システム 【住所】岐阜県岐阜市日 置江一丁目58番地	令和2年 4月1日 から令和 3年3月 31日まで
3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45 条の7第1項の規定に基づく告示		
委託事務内容	受託者および住所	委託期間
介護保険料の収納 事務	【受託者】株式会社電算 システム 【住所】岐阜県岐阜市日 置江一丁目58番地	令和2年 4月1日 から令和 3年3月 31日まで
4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19 年政令第318号)第33条第1項の規定に基づく告示		
委託事務内容	受託者および住所	委託期間
後期高齢者医療保 険料の徴収事務	【受託者】株式会社電 算システム 【住所】岐阜県岐阜市 日置江1丁目58番地	令和2年 4月1日 から令和 3年3月 31日まで
5 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第 213号)附則第8条第1項の規定に基づく告示		
委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市子どものた めの教育・保育給 付に係る利用者負 担額に関する規 則(平成27年草津 市規則第45号)に 規定する私立保育 園の利用者負担額 (保育料)の収納 事務	【受託者】株式会社電算 システム 【住所】岐阜県岐阜市日 置江一丁目58番地	令和2年 4月1日 から令和 3年3月 31日まで

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市告示第137号

住民票の職権削除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条ならびに住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条および第12条第1項の規定により、次の者の住民票を削除したが、次の者に通知することが困難であるため、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

住所	氏名
草津市野路八丁目3番28-107号 グレースコーポ萩の里	寺田 豊
草津市山寺町1166番地1-6018 ダイキン山寺社宅	池尾 元伸
草津市東草津三丁目6番26号 砂原マンション 202号	松浦 康博
草津市笠山五丁目1番64-103号 TITハイツ	山中 信次
草津市駒井沢町126番地4	鈴木 昭次
草津市東草津三丁目16番18号	山元 英夫
草津市平井三丁目1番9号 レジデンス前田 202号	内田 雄太
草津市下笠町1020番地2 スチューデント宇野 1401号	野澤 宗
草津市野路一丁目10番9-605号 エランビタールⅢ	多田由美子
草津市木川町848番地1 ARPEGE草津 201号	小林正太郎
草津市西草津一丁目3番24号 ハイツ・じゅえる 302号	坂井 新望
草津市木川町978番地1 Lily 202号	松田 修平
草津市野路東五丁目26番45-101号 マリーベルハイツC棟	小林伊津美
草津市野路九丁目10番1-103号 ハイツ玉川Ⅳ	田中 雄太

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第138号

アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会開催要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会開催要綱の一部を改正する要綱
アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会開催要綱（平成28年草津市告示第260号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1項中「17人」を「20人」に改め、同条第2項第2号中「および市民公益活動団体」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第139号

草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人およびその家族が地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備を図るため、外出中に道に迷うおそれのある認知症

の高齢者および若年性認知症の人とその家族等に対する個人賠償責任保険事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 事業の対象者は、草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録事業実施要綱第4条の規定により登録された者のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されているものであって、認知症の者または認知症の疑いのあるもの（以下「対象者」という。）とする。

（申請）

第3条 対象者本人、対象者を在宅で介護する者、対象者の親族または法定代理人であって、保険の加入を希望するもの（以下「申請者」という。）は、草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（決定）

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、保険加入の適否を決定し、草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請結果通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（保険契約者および補償の範囲）

第5条 市は、前条の規定により加入を認めた対象者を被保険者（以下「被保険者」という。）とし、保険会社と個人賠償責任保険契約を締結し、保険料を支払うものとする。

2 被保険者が日常生活に起因する偶然の事故により、他人の身体または財物に損害を与えたこと等により、被保険者およびその家族等が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象とする。

3 事業による補償の範囲は、市と保険会社との間で締結された契約に適用される約款および特約条項で規定される範囲とする。

（変更および廃止）

第6条 申請者は、第3条の申請書に記載した内容に変更が生じたとき、または、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更の内容を草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険変更、廃止届（別記様式第3号）により市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 被保険者が死亡したとき。

(3) 被保険者が保険加入を辞退するとき。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、対象者が第2条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき、または被保険者として適当でないと認めるときは、加入を取り消すものとする。

（事故発生の受付および報告）

第7条 申請者は、保険契約に該当する事故が起こった場合は、事故報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事故報告書の提出を受けた場合は、保険会社が指定する受付窓口に当該事故報告書を提出するものとする。

3 保険会社は、前項の規定による事故報告書の提出があった場合は、適宜、その対応状況を市長に報告しなければならない。

（約款および特約事項）

第8条 個人賠償責任保険事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、保険契約に適用される約款および特約条項に定めるところによる。

（補則）

第9条 この要綱、保険契約に適用される約款および特約条項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年4月1日掲示済み）

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年3月16日

草津市長 橋 川 渉